

第33回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H22.5.11(火)9:00—10:37

場所：議事堂 6 F 601特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（9名）※大野秀郎議員欠席

資料：第33回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

資料1	参考人紹介
資料2	参考人への質問事項
亀山市資料1	「子ども総合センター」のイメージ図（しなやかな子どもネット）
亀山市資料2	とぎれない子ども支援（月刊地域保健 2008/11 抜粋）
亀山市資料3	市町村における児童家庭相談の実態と今後の課題（子どもと福祉 Vol.2 抜粋）
亀山市資料4	市町村におけるこれからの子ども相談とは？（システム論からみた援助組織の協働 抜粋）
明和町資料1	明和町子ども家庭支援ネットワーク 関係図
明和町資料2	明和町子ども家庭支援ネットワーク設置要綱
明和町資料3	明和町子ども発達支援ネットワーク設置要綱

<検討会 議事概要>

委員：第33回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

本日の検討会の予定は次のとおり。

本日は、子どもを虐待から守る条例の検証のため、参考人として、亀山市及び明和町の児童虐待担当者6名の方々に出席をいただいている。（資料1参照）

参考人におかれては、ご多忙の中、検証検討会に出席いただき、感謝申し上げます。

市町は、児童福祉法第10条第1項の規定に基づき、児童の福祉に関し、相談への対応並びに必要な調査及び指導という業務を担当、具体的に、児童虐待に関する相談に一次的に対応していると承知している。このため、各市町は、数多くのかつ問題の軽重を含めて幅広い事例に接していると考えられる。

本日は、それらの経験を踏まえて、児童虐待の対応で手薄な部分、市町と県との連携で不足する部分、県に求める支援などについて、具体例に即した意見を聴取することにより、児童虐待の防止又は予防のための取組について、有益な示唆を得たい。

参考人には、忌憚ない意見を述べていただき、条例の検証の参考にしたい。

本日の検討会の進め方について、申し上げる。

最初に、亀山市及び明和町から、それぞれ説明及び意見を聴取する。

次に、あらかじめ検討会委員から提出された質問に基づき、亀山市又は明和町に、質問をさせていただく。

その後、その質疑応答に関連して、検討会委員から確認など再質問させていただく。

質疑応答が終了したら、参考人には退席いただき、委員間討議を行う。

よろしく願いたい。それでは、亀山市願います。

※亀山市の説明に先立ち、亀山市子ども総合支援室の取組がNHKのナビゲーションでテレビ報道されたもの（約6分間）を上映。

参考人：本市では母子保健の段階から保育所・幼稚園へとぎれない支援を行っているところである。このDVDは特別支援教育について取り上げられたもの、すなわち発達障がいの子どもについての支援体制であるが、亀山市では、児童虐待に関しても同じく、保健・福祉・教育及び医療が連携して取り組んでいる。本市では虐待についても予防的視点を重視している。市町が児童虐待に対応する上で問題となるのは大きく分けて次の2つの問題がある。

1つ目の問題が、市町の縦割り体制があることである。市町では、福祉は福祉、教育は教育と縦割体制の弊害がみられることが否定できない。部署を超えると、個人情報や壁となり情報共有が難しいケースがある。その影響を受けるのは、子どもであり当事者である。

2つ目の問題は、市町における専門性の乏しさである。複雑なケースについては、従来、児童相談所に相談し指導をしてもらっていたが、平成17年の児童福祉法の改正があり、市は一次的に対応することが必要となった。体制が追いついていない。

この2つの問題は、発達障がい児対応のような高度な専門性を有する事案又は児童虐待対応のように緻密な連携が必要となる事案時に露呈してしまう課題となる。

亀山市では、問題を解決すべく母子保健の頃から、保育所、幼稚園、学校教育、及び医療分野で連携できるような組織を設置しているが、単なる相談支援だけでは対応できないケースも出てきている。例えば、派遣切りにあい、生活に困窮して子どもを育てられなくなるケースや、地縁や血縁がない人が亀山市に来て、そこで一緒になった男女間で、DVがおこり、ここに子どもがいると虐待やネグレクトが発生するケース等がある。

そこで、これまでの相談支援体制の充実に加えて、保育所、子育て支援、

学童保育の児童福祉諸制度の一元化を考えてきた。H21年度から、市の健康福祉部内に、子ども総合センターを設置。その中で、これまでの子ども総合支援室を子ども支援室とし、児童福祉行政部門を子ども家庭室とし、子ども支援の一元化を図ろうと考えている。

配布資料を説明する。

亀山市資料1は、今年度からの子ども総合センターのイメージ図である。

亀山市資料2は、専門雑誌「地域保健」に掲載されたもので、連携システムの重要性を述べたものである。

亀山市資料3は、専門雑誌「子どもと福祉」に掲載されたもので、市町と児童相談所との連携の大切さ及び現状と課題を述べたものである。

亀山市資料4は、市町の援助の実態と方法論の考察を述べたものである。また、併せて子ども総合支援室のパンフレットもお配りした。

委員：続いて、明和町、説明をお願いしたい。

参考人：児童虐待防止について、明和町では福祉子育て課が対応している。そのうち福祉係は、障害者、自立支援、生活保護及び母子福祉を担当している。子育て係は、子ども手当、児童手当、保育所、放課後児童クラブ及び子育て支援を担当している。

そして、児童虐待等の母子保健事業については、5名の保健師が中心になり、子ども家庭支援ネットワークとしての体制を敷いている。

明和町資料2について説明する。明和町子ども家庭支援ネットワーク設置要綱である。（設置目的や要保護児童対策地域協議会を規定している）別表第1で、協議会の関係機関である児童福祉関係、保健医療関係、教育関係等の機関を規定している。また、ネットワークである代表者会議、定例実務者会議及び個別ケース検討会議についても規定している。個別ケース検討会議については、必要に応じて開催している。

このネットワークを図にしたものが**明和町資料1**である。通称MCネットと言い、明和町のM、チャイルドのCからとっている。また、「めばえネット」というのがある。明和町では、発達障がいと児童虐待とが密に関連があると考えて対応している。DVや虐待が発生した時は、地域住民や関係機関から連絡がある。そして、個別検討会議を開く。場合によっては、中勢児童相談所に相談することもある。

これらについては、保健師がケース管理を行っている。ネットワーク構築され、連携が図られるようになったと認識している。

委員：あらかじめ、亀山市及び明和町に対して、各委員から質問が提出されて

いる。私から要点だけ抽出して質問したい。

〔市町における一時的な対応に関して〕

1. 児童虐待に関する相談のきっかけについて
 2. 市町において対応される事例で多いパターンについて
 3. 相談への対応のための体制について
 4. 地域協議会などの会議の業務量及びNPO等民間の団体の参画について
 5. 地域における見守り体制の充実として市町独自の取組について
- これについて、亀山市、お願いしたい。

参考人：質問1については、亀山市では、保健・福祉・学校及び医療が連携しつつあるので、関係機関である保育所、幼稚園、学校等から連絡がある場合が多い。あるいは、母子保健担当者から相談がある場合もある。これは、身体的虐待、ネグレクトを問わない。関係機関からの連絡というケースが多い。虐待の当事者からの相談で、虐待として取り扱った場合は、あまりない。子育て支援センターで、子育て相談の中で、子育て上の難しさを訴えるケースはある。その場合はすぐ連絡してもらい、直接面接したり、関係者間で話し合うなどしている。

質問2については、虐待のうち、身体的な虐待の中で生命の危険があるケースについては基本的に児童相談所に対応をお願いしている。亀山市で対応するのは、生命の危険性はないが子どもの発達上支援が必要なケースが多い。

質問3について、子ども支援室が、要保護児童対策協議会の事務局的な対応を担い、心身の双方の面から支援している親や子に対して方針を決定している。亀山市においては、要保護児童対策協議会及び個別支援会議の二層構造をとっている（実務者会議は個別支援会議の中で賄っている）。まず、代表者会議を年に一度開催している。各関係機関のネットワークの責任者・元締になる人が集まる会議である。ここでは、事例を深く検討する他、それぞれのスタッフが個別支援会議に迅速に出てもらうためのコンセンサスを得る。要保護児童台帳を作成しており、この台帳の対象となるのは、虐待とその周辺の子どもである。現在70～80人おり、ケースファイルとは別に作成している。1ヶ月に1度は、担当者がその子どもの状況を確認した上で、2ヶ月に1回、個別支援会議で関係者が集まり、ケース検討を行う方式をとっている。また、児童虐待と女性相談（DV等）とが重複しているケースも多いことから、今年度から、子どもと女性の虐待に関して連携した会議を新たに設けた。（子ども女性支援連携協議会）

質問4、5について、関係機関の連携について、現状の取組を続けてい

きたいと考えている。また、子育て関係について、ファミリーサポートの連携は既に広がっているので、その他のNPOを含めた民間団体との協力やその団体等に対する支援は、亀山市のこれからの課題と考えている。

委員：続いて、明和町、説明をお願いしたい。

参考人：質問1について、相談経路は、地域住民等、各関係機関、保育所、幼稚園、小・中学校、医療機関からある。児童相談所や警察から連絡があることもある。その他、保健師が1歳半健診、3歳児健診、乳児訪問を充実した際に、虐待の事実を発見する場合がある。当事者（母親又は父親）からの相談はない。

また、保育所、幼稚園において子どもが親の様子を話してくれる機会があるが、小学校4年生以上になると、子どもが話をする機会がない。明和町ではCAPに協力を依頼している。小学4年生の子どもを対象に、子どもワークとして安心・自信・自由の権利があり、虐待やいじめがあれば勇気を持って信頼できる人に助けを求めてよいことを、ロールプレイなどから伝えている。また大人ワークも実施している。実際、子どもワーク終了後、先生に話をしてくれて、虐待の現場から救われたケースもある。その他、中勢児童相談所と連携をとりながら、町単位で活動することもある。

質問2について、それぞれ内容が異なるので一概に述べるのは難しい。子どもの何気ない会話を拾うこと、健診等の現場から虐待を発見すること、非常勤の臨床心理士及び巡回相談員とネットワークをとりながら子どもの支援を行うこと及び乳児訪問等で信頼関係を築くこと等虐待問題に対応している。

質問3について、MCネットワークで連携して対応している。また、県主催の児童福祉司の研修を、新たに加わった保健師が受けている。保健師は、相談業務対応以外の業務にも関わっており、専門的に特化して関わっている訳ではないため対応の困難さを日々感じている。専門的な人材が不足し、専門的な部署が必要である。

質問4について、代表者会議は、年1回を開催している。また、実務者会議は、各地区でわけて会議を開催し、各関係者から情報提供とケースの支援について話し合っている。また、ケース検討会議は、様々の援助担当者が集まり、順次行っている。ただし、子どもが私立の幼稚園や保育所に通っている場合は連携が取れず対応が難しいのが現状である。虐待の情報が入った場合は、直接、家族に関わる形をとっている。

質問5について、児童虐待のリーフレットによる啓発を行っている。育児教室、虐待予防ネットワークの講演会等でリーフレットを配布している。

また、毎月の広報で子育て相談を載せている。また、育児教室で虐待の情報が入ったら連絡してもらおうよう広報している他、CAPの協力を得ている。

委員：次に、〔市町における一時的な対応に関して〕

6. 児童相談所の支援等を求めた例について
 7. 児童相談所の支援等を求めた後の市町の関与について
 8. 市町と県との連携における改善点について
- これについて、亀山市、お願いしたい。

参考人：質問6、7について、児童相談所に専門的な知識及び技術を求める場合は、家庭分離を要するかどうかを検討してもらうことが主である。児童相談所から、在宅で支援できると判断されたケースは、その後亀山市が担当している。その後は、経過を随時、児童相談所に連絡している。児童相談所で緊急度、危険度が変っていないかを検討してもらっている。また、市町における虐待対応で重要な点は3つある。

1つ目が、より早期からの子育て支援、特に発達障がいを持っている子どもへの支援をしっかりと行うことである。発達障がいの支援はマイナーなようであるが、子育て支援の原点であると感じる。これに市町がしっかりと取り組むことで、子育て支援の重要なものが見えてくる。

2つ目が、市町における虐待対応の肝要といえる予防的取組の充実、及びネグレクトケースに対する支援の徹底が必要である。在宅支援の場合は市町が担当することとなるが、ネグレクトを一律のものと扱うのは好ましくない。パチンコ場で子どもを放置するといった自己本位で子どもを育てる意図が欠如しているケース（※積極的ネグレクト）もあれば、親の育児能力が不足してうまく育てられないケース（※消極的ネグレクト）もある。この2種類のネグレクトを同じように対応してしまった結果として、ケースが混乱する場合や、介入が必要な時に介入できない場合がある。

3つ目が、市における専門性の向上が課題であること。亀山市では、臨床心理士・保健師・保育士・教員及び相談員を1つの部署に置く連携体制を敷き、研修にも予算を割いているものの、まだまだ、専門性は、十分ではない。また、地域にどのような資源があり、その資源をどのように活用して家庭を支えるかという「コーディネート」の専門性も求められるのではないかと考える。

質問8について、在宅支援にするか、家庭分離をするかの判断に、児童相談所と市町との若干の温度差があるように感じる。市はケースをずっと見ており、このケースがいかに厳しい状況に置かれているか考えると早く

分離をして子どもの安全を図ってほしいと考える。県は、死亡事例や重症なケースを軸に考え、そういった危険度の少ない事例に対しては、まだ在宅でがんばってほしいと考える。研修の内容や企画の組み方を含めて、この温度差をどう埋めていくかが課題である。このことを強調したい。

委員：続いて明和町お願いしたい。

参考人：質問6について、母親の精神障害が原因で起きている虐待で一向に改善が見られないケースや、DVが原因で子どもへの心理的虐待が行われているケースについて、児童相談所にアドバイスを求めたりしている。

質問7について、児童相談所と連携しながら町としてもケースの担当を決めて対応している。さきほど、亀山市の参考人からも話があったが、町と児童相談所との温度差を大きく感じている。保健師から見ていて危険な状況であっても、児童相談所から、在宅支援でまだ大丈夫であるとの判断がある場合がある。その判断の根拠や町でどのようにすればよいかアドバイスをもらえない場合、どのように対応すればよいか分からない。民生児童委員に協力してもらおう場合、どこが臨界点なのか分からない。あるいは、どこが臨界点か町では分かるが、児童相談所には伝わらないと感ずることがある。児童相談所と町との連携は取れているが、温度差をどのように埋めていくかが課題と感ずる。

委員：次に、〔県と市町との関係に関して〕

9. 県からの支援について

これについて、亀山市、願うする。

参考人：質問9について、他の市町の詳細は分からないので詳細なコメントはできない。その上で、亀山市のケースを中心にお答え申し上げる。亀山市のように多くの人員を配置して、ネットワークを作っていて、研修を行い十分な体制を敷いても、児童虐待をめぐる状況が改善されず、不適切な対応になってしまふことがある。市町での支援は、予防的観点からネグレクトの対応を含め重層的にケースに対応していくことが重要である。少しそれるが、質問8に関連して、鈴鹿の事件について、決して、鈴鹿市や北勢児童相談所がいいかげんに仕事をしていたと思っていない。市と児童相談所との役割分担の中で、このケースが一体どのくらいの緊急性があつて、このケースが次にどういう危うさを引き起こすかという各ケースや各家族の見立てを十分にしなければいけないか、そして各々の感ずた見立てを十分に共有した上で判断に至ったのか、自分に置き換えると、そこが反省点

になる。亀山市で、虐待に加えてその周辺の危険なケースを要保護児童台帳に載せて管理をしている。5万人という人口規模で、70～80件と相当に多い数だが、以前から県では「要支援」に含めるケースまで要保護台帳に載せて「要保護」ケースとして対応してきた。それ位危険度をもって関わらないと、早期に発見して、対応できる自信がないのでそのようにしている。

参考人：続いて明和町願います。

参考人：各市町によって状況も異なると思われるので、それを踏まえ、明和町の状況についてお答え申し上げたい。明和町では、各関係機関の意識の向上等から、連絡及び相談をもらい児童相談所等の専門機関との連携を図りなんとか対応している。年間、継続ケース、見守り及び新規のケースを含めて年間150～160件のカルテを管理している。健診、育児相談、乳児訪問からの早期対応を心がけている。最近では啓発により住民の意識も高まっていると感じる。虐待のみ業務を行っているわけではないため、専門的人材の不足、専門部署がないことを痛感する。ここで述べたいのは、市町それぞれ財政困難になる中、これ以上、人材を増やして研修を増やすことは難しい。そこで、県から応援や、専門的な人材の派遣などを検討していただきたい。

委員：次に、〔県の取組に関して〕

10. 出頭要求又は立入調査について
 11. 県による人材育成のための支援について
 12. 本県の条例に基づく取組である子どもを虐待から守る家について
 13. 民生委員など地域の方々への、本県の子どもを虐待から守る条例の浸透について
- これについて、亀山市、お願いしたい。

参考人：質問10、11の県の取組について、私は、平成元年に県の心理職として採用されて、16年間県の子どもの仕事に携わってきたことを踏まえ、県に対して希望も含めて申し上げる。児童相談所における児童虐待について、市から見て課題と感じるのは次のことである。児童相談所は従来、市町からみるとアドバイスをもらうことができる専門機関であった。ところが、最近では、虐待のケースについて、緊急対応を優先するあまりか、子どもの発達や、虐待に伴う心理的な影響についてアドバイスを求めてもうまく答えていただけず、児童相談所を専門機関として見ようとする、当てに

できず迷うことがある。これは、個人の問題ではなく、人材育成という組織としての問題ではないか。この要因として考えられるのは次のこと。近年、虐待問題に特化した中での児童相談所でしか仕事をしたことのない職員がかなりいると思う。専門性と言う視点からは、子どもの一般的な育ちとか通常発達の中で出てくるいびつさを理解しないと、虐待問題の発生や虐待によって発達を阻害される道筋や意味が分からないと考える（これが児童相談所の専門性を妨げているのではないか）。

もう1つの課題と感ずることは、子どもを家庭から分離するための権限は市町にはなく、県にあることである。権限を持つ児童相談所と持たない市町との関係では、児童相談所は市町に対する分離という権限に関する上位行政機関である。上位機関であれば、どういう場合であれば分離できるのかという明確な基準を示す必要がある。しかしながら、児童相談所に相談すると、家庭分離はケースバイケースといわれる。上位機関として、明確な基準を示してくれない。

総じて問題は、児童相談所が子どもの成長についての専門機関なのか、権限を行使する上位の行政機関なのか十分に整理されていないことである。

児童虐待問題に関して親権を停止するなど、いろいろな考え方があがるが、虐待においては、なぜ暴力をふるってしまうようになったか、どうして子どもを育てられなくなったのかといった、その生活史全般を把握する必要があると考える。県の児童相談センターによる児童福祉司養成研修等は、そのようなことも視野に入れ進めていってほしい。

参考人：質問12について、「子どもを虐待から守る家」については、平成20年度に誰が登録しているか分からず名簿を入手するのに苦労した。しかし、昨年度（平成21年度）にはあらかじめ県から名簿が送られ、円滑に進んだ。「子どもを虐待から守る家」に登録されている方は、虐待に対していろいろの思いを持っている。その思いを生かすべくネットワークの一員として一緒に取り組むことがようやく始まった。また、民生児童委員の研修に、市の担当者が呼ばれることが多い。その際、「子どもを虐待から守る家」について周知を行っており、ネットワーク強化にもつながっていると考える。

委員：次に明和町お願いしたい。

参考人：質問10について、児童相談所が行う出頭要求又は立入調査については、100%把握している。事例として、CAPの子どもワークがきっかけになり、子どもから先生に相談し、学校から児童相談所に連絡が行き、その後一時保護を経て施設入所に至ったケースがある。また、精神的に不安定になっ

た母親に子どもが危険を感じて自分から警察へ駆け込み、その後すぐに児童相談所に連絡が入り、一時保護から施設入所に至ったケースがある。また、保育所で子どもに体に打撲等の傷やアザがあり、役場に連絡があり、保健師が児童相談所に連絡をするとともに子どもの状況を見に行った結果、一時保護を経て、その後里親養育にいたったケースがある。

質問 11 について、町では、保健師が他の業務をかけもちしながら対応している状況である。さきほど話をしたが、専門部署及び専門職員の必要性を感じている。専門職員を派遣していただければ非常にありがたい。

質問 12 について、「子どもを虐待から守る家」については、現在 1 件しかない。「子どもを虐待から守る家」は、社会福祉協議会が担当している。民生委員への「子どもを虐待から守る家」の協力、啓発については、MC ネットの会長及び主任児童委員から周知してもらっている。なお、民生委員から、子どもをかくまったが、親が子を返すよう求め、身の危険を感じた時にどうすればよいか県に質問したことがあり、担当者の返答は、その時は子どもを返してほしいというものであったそうである。その後の子どもの環境について配慮していない返答である。現在 1 件しか登録している人がいないのが現状である。

質問 13 について、子どもを虐待から守る家について、親に対して啓発や脅しといった効果はあると思うが、子どもが実際に逃げ込むことはないと思う。子どもは、その虐待の事実を他人に知られたくないであろうし、また、親は自分のことを本当は大事に思っていると子どもは考えるであろうことからそのように考える。アナウンスメント効果などはあるかと思うが、現実的又は具体的な効果は少ないと考える。

委員：次に、NPO 等民間の団体に関して

14. NPO 等民間の団体への市町の関与について
これについて、亀山市、お願いしたい。

参考人：亀山市は、NPO 等民間の団体への関与が不足しているのが課題と考える。現在のところ、発達障がいを中心とした子どもを持つ保護者の会と年に数回の座談会や、講演会を行っている。また、民間との協働では、先日、若年者の妊娠出産のケースがあり、公的機関だけでは支援しきれず、民生委員、主任児童委員及びファミリーサポートセンターの人に協力を求めた。頻繁に家庭訪問及び具体的な生活支援をしていただいた。きめ細やかなサービスを提供できることが、民間又は NPO の強みだと思っている。今後は、民間等との連携を図っていききたいと考えている

参考人：質問 14 について、NPO であるファミリーサポートセンター、ヘルプラインみえなどと接することがある。私は、女性相談の業務を担当しており、暴力のある家庭は、暴力を日常見ること自体が虐待になることもあり、サポートの重要性を感じている。民間は、行政とは違う観点からサポートをしてもらえることが多い。また町としては、今後 NPO 同士の連携を支援することが重要だと感じている。

委員：続いて、明和町お願いしたい。

参考人：NPO と連携はとっていない。代表者会議等で、三重県自閉症協会会長に出席していただき協力をお願いはしている。発達障がいが原因で虐待に至るケースも多く、連携をとっていくことは今後の課題であると考えている。

委員：次に、これまでの亀山市及び明和町からの説明並びにその後の質疑応答に関し、検討会委員から質問があればお願いしたい。ここでの質問は、これまでの説明及び質疑応答に関連するものに限る。委員各位、いかがか。

委員：鈴鹿市で起こった児童虐待事件について、原因及び対策を冷静に分析するべきであると考えている。議会としても、県条例に関連するこの事件の問題点を真摯に受け止め、改善すべく検討会も取り組むべきであると考えている。ついては、参考人が事件に対する、県に対する意見、及び参考になることがあるのであればご教授いただきたい。

参考人：鈴鹿における事件について、市又は児童相談所は家庭訪問を行い対応したのであろうが、綿密に市と児童相談所とで連携してケースの親子関係や生活史をたどって、見立てをすべき案件だったのではないかと考えている。もちろん、この事件においては立ち入りを行うか、そして分離をどうするか等は議論したのであろう。しかし、この家庭の生活史をきちんと吟味し、虐待に至るこの家族の状態を評価し、それを共有することが「温度差」を埋めるための方法であると考えている。

もう一点の問題点として、個人の担当者や児童相談所又は市の問題ではなく、家庭訪問しながら家庭に入れられないという権能上の問題があったと考える。警察がすべきかどうかという議論をするつもりはない。明らかに事件を発見して、家庭訪問しながら家に踏み込めないという制度の限界は、児童相談所、市の立場からももどかしい気持ちがあったと思う。中森委員が言われるように、反省点については、事件が起こる前にこの家庭の生活史をきちんと検討し、それを関係機関で共有する努力と、家庭に踏み込む

等の権限上の問題を検討することが必要である。

委員：2つの側面があることが分かった。1つは虐待を疑い家庭に入る際の判断の程度がどの程度であるかという条例上の問題ではない面。もう1つは、家庭に入り込む権限上の問題（民法、人権の問題）であり、条例を立案する段階から検討していたもの。国で現在検討されているが、ずっと以前から県議会で議論してきた。確認（立ち入り調査）については、一定の条件のもと積極的に条文上で表現したと理解している。通告等に係る児童相談所の対応について、条例上の表現振りは「遅滞なく」ではなく、「直ちに」とした（条例第12条第1項）。また、「虐待を受けた子どもの保護者は、安全の確認に協力しなければならない」と県民の責務についても条例で表現した（同上第2項）。その辺、微妙な部分で、盲点があったのか、もし何かポイントがあれば教えていただきたい。

参考人：「虐待を受けた子どもの保護者は、安全の確認に協力しなければならない」という条文には、大変感銘を受けた。いろいろな形で県民に、徹底されていけば、虐待を未然に防止する効果があるのではないかと感じている。実際、通告をする側にも報復に対するためらいがあるのが現状である。また、虐待に対応する児童相談所の職員も、介入した際の相手からの攻撃や苦情に悩んでいるのも事実である。虐待問題に対し、最も根本から支える県の条例があることはありがたい。

委員：県と市町との温度差について伺いたい。その参考とするため、ケース検討会議に児童相談所がどの程度、どの段階で入るか状況を知りたい。また、現在、家庭分離を行う権限は児童相談所にあるが、その権限を例えば法改正によって市町に持ってくることはどう考えるか。

また、母子保健の段階から、明和町と同じように訪問型の支援を行っているのか、亀山市に聞きたい

参考人：1点目の質問について、児童相談所には、要保護台帳に載せる段階で連絡している。関与としては、児童相談所には早い段階から入ってもらっている。最近特に、児童相談所は迅速に動いてくれる。しかし、2点目の質問に関し、ケース検討会議に入ってもらっても、分離をどうするか判断の温度差が大きくて、この辺が疑義を生じるところである。

また、市町に分離の権限が下りてきても、市町はさらに専門h性やスタッフを強化しなければ、難しいのではないかと考えている。権限移譲は、市のほうで（前述した）ネグレクト対応や予防的取組みをきちんと対応で

きるという実績を作ってから行うべきであり、準備期間が必要ではないかと考える。

また、亀山市においても、母子保健について、「こんにちは、赤ちゃん事業」等訪問形式の事業がある。問題がおきてから介入するよりも早い段階から、子育て支援の訪問を繰り返すのは一定の効果があるように感じる。

参考人：保健師が現場で感じている質問をいただいた。児童相談所にケース検討会議に入ってもらうタイミングは、ケースの緊急度によって異なっている。児童を保護する基準について、本当に温度差を感じている。県の条例に関しても、子どもの人権を守る観点から十分に守られていないのではないかと感じる部分がある。

児童相談所は、身体的な危険が最優先になってしまうのだろう。しかし、見守りや支援の効果がみられない状態において専門的な判断をしてほしい。そして、判断に当たっての一定の基準が欲しいと感じる。

委員：参考人質疑はここまでとする。亀山市及び明和町の参考人におかれては、本日大変ご多用の中、出席いただき、感謝する。賜った意見を参考として、今後の議論に生かしていきたいと考えている。参考人には、ご退席願う。

委員：先ほどの参考人意見聴取を踏まえ、委員から意見はあるか。
委員から、この際、県民に訴えたい意見などはあるか。

委員：本日の参考人の意見は、児童相談所と市とで温度差があるということだった。決して両者がスムーズに連携している訳ではないことが分かった。その原因として、児童相談所の体制がまだ十分でないことが浮き彫りになった。以前に聴いた児童相談所の所長の説明もさらに詰めていかなければならない。温度差という言い方をしたが、結局は児童相談所があてにならないと言いたかったのである。あてにできる児童相談所にしていくことが重要である。子どもを虐待から守る条例の検証に当たり、具体例をもう少しきちんと詰めて考えていく必要があると感じた。

委員：私自身、改正を行い条例もよくなってきているが、運用面ではまだ不十分分であると感じている。運用面と条例をどのようにすべきか結びつけていくのは難しいが、議論を深めていきたい。

委員：温度差や、児童相談所が専門機関なのか行政機関といった点について参考人から説明があった。条例の中に、「早期発見対応指針」（条例第14条）

が定められており、県は市町からの意見を聴くことができる旨規定がある。県と市との連携をとり、専門家の配置をも含めて後方支援を図っていく必要があると考えている。

委員：他に意見はあるか。

委員：児童相談所が家庭分離をためらう原因として、親と分離されることが子どもの人生にとって大きな影響があるということもあるが、児童養護施設等の社会的養護体制が不十分であることもあるのではないかと。家族の再統合や自立支援などのその後の見通しが難しいと、家族分離を決断するのは難しい。そのあたり、児童相談所の意見も聞きたいし、状況も調べる必要があると考える。

委員：他に意見はあるか。

委員：条例どおりには守られていない状況があるのではないかと。通報があれば「直ちに」安否を確認することになっている。しかし、実際に児童相談所はそのケースを想定あるいは実行していないように感じる。

委員：いろいろな意見があったが、条例を改正しなければならないのか、それとも現在の条例がうまく運用されていないのであれば運用を改める必要があるのか考える必要がある。今日、午後に国会議員に意見を聞いた上で、法律の改正の有無に関わらず問題点を聞き、議論を深めていきたいと考えている。

委員：本日の検討会はこれで終了する。次回の日程等は、追って連絡する。

(終了)